1　浸水被害軽減地区の名称及び指定番号	
2　法第15条の８第１項本文に規定する行為の種類	
3　法第15条の８第１項本文に規定する行為を行う場所	
4　法第15条の８第１項本文に規定する行為の設計又は施行方法の概要	
5　法第15条の８第１項本文に規定する行為の着手予定日	年　月　日
6　法第15条の８第１項本文に規定する行為の完了予定日	年　月　日
7　その他必要な事項	
※　受付番号	年　月　日　第　号

備考　1　届出者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。

2　届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3　※印のある欄は記載しないこと。

4　法第15条の８第１項本文に規定する行為の設計又は施行方法については、概要の記述の末尾に「（設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。）」と記載し、計画図を別葉とすること。

5　「その他必要な事項」の欄には、法第15条の８第１項本文に規定する行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

（河川法施行規則の一部改正）

第二条　河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国土交通大臣による特定河川工事の公示） **第七条の六**　令第十条の八第一項の公示は、官報に掲載して行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合において公示するいとまがないときは、他の適当な方法によることができる。	（新設）
（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例の対象となる行為） **第三十三条の十**　法第五十八条の十三の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる許可又は承認の区分に応じ、当該各号に定める行為（当該河川協力団体がその業務を行う河川の区間において行うものに限る。）とする。	（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例の対象となる行為） **第三十三条の十**　法第五十八条の十二の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる許可又は承認の区分に応じ、当該各号に定める行為（当該河川協力団体がその業務を行う河川の区間において行うものに限る。）とする。
一～六　（略）	一～六　（略）
2　（略）	2　（略）